

○農林水産省告示第 号

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百八十条第三項並びに農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第百八十四条第一項及び第二百四十七条第二項の規定に基づき、農業経営収入保険基準収入金額等設定準則（平成三十年農林水産省告示第七百十一号）等の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 野村 哲郎

第一 農業経営収入保険基準収入金額等設定準則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
第一 基準収入金額 1 農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号。以下「法」という。）第七十九条第二項の基準収入金額（以下「基準収入金額」という。）は、同条第三項の保険資格者の農林水産省令で定める期間における農業収入金額（以下「実績農業収入金額」という。）の平均額（青色申告書（農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第八十七条第三項第二号に規定する青色申告書をいう。以下同じ。）を提出した期間が保険期間の開始の日の属する年（法人にあつては、事業年度。以下同じ。）の前年のみであるときは、当該前年における農業収入金額。次項及び第三項において同じ。）に相当する金額とする。 2 規則第七十九条第一項第二号に掲げる農業経営に関する計画に関する書類（以下「農業経営に関する計画に関する書類」という。）に基づいて算定される法第七十九条第三項の保険期間中に見込まれる農業収入金額（以下「見込農業収入金額」という。）が前項の平均額に相当する金額に満たない場合における基準収入金額は、同項の規定にかかわらず、当該見込農業収入金額とする。 3 見込農業収入金額が第一項の平均額に相当する金額を超える場合において、第一号に掲げる面積が第二号に掲げる面積を超えるときにおける基準収入金額は、前二項の規定にかかわらず、保険資格者の申出により、保険資格者の単位面積当たりの実績農業収入金額（実績農業収入金額を経営面積で除して得た金額をいう。以下同じ。）の平均額に第一号に掲げる面積を乗じて得た金額とすることができる。ただし、当該金額が見込農業収入金額を超えるときは、見込農業収入金額とする。 一 （略） 二 保険期間の開始の日の属する年の前年までの五年間（農業経営を行った期間が五年間に満たないときは、その行った期間）における経営面積（農業経営を承継し、又は譲り受けた場合は、当該	第一 基準収入金額 1 農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号。以下「法」という。）第七十九条第二項の基準収入金額（以下「基準収入金額」という。）は、同条第三項の保険資格者の農林水産省令で定める期間における農業収入金額（以下「実績農業収入金額」という。）の平均額に相当する金額とする。 2 農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第七十九条第一項第二号に掲げる農業経営に関する計画に関する書類（以下「農業経営に関する計画に関する書類」という。）に基づいて算定される法第七十九条第三項の保険期間中に見込まれる農業収入金額（以下「見込農業収入金額」という。）が前項の平均額に相当する金額に満たない場合における基準収入金額は、同項の規定にかかわらず、当該見込農業収入金額とする。 3 見込農業収入金額が第一項の平均額に相当する金額を超える場合において、第一号に掲げる面積が第二号に掲げる面積を超えるときにおける基準収入金額は、前二項の規定にかかわらず、保険資格者の申出により、保険資格者の単位面積当たりの実績農業収入金額（実績農業収入金額を経営面積で除して得た金額をいう。以下同じ。）の平均額に第一号に掲げる面積を乗じて得た金額とすることができる。ただし、当該金額が見込農業収入金額を超えるときは、見込農業収入金額とする。 一 （略） 二 法第七十七条第一項の規定による申込みの日（以下「申込日」という。）の属する年（法人にあつては、事業年度。以下同じ。）までの五年間（農業経営を行った期間が五年間に満たないと

承継又は譲渡に係る経営面積を含む。）の平均（農業経営を行つた期間が保険期間の開始の日の属する年の前年のみであるときは、当該前年における経営面積）

4 前項の単位面積当たりの実績農業収入金額の平均額は、規則第八十三条第一項の期間における各年の単位面積当たりの実績農業収入金額を平均して得た金額（農業経営を行つた期間が保険期間の開始の日の属する年の前年のみであるときは、当該前年における単位面積当たりの実績農業収入金額）とする。

5 保険資格者が保険期間の開始の日の属する年の前年までの五年間において青色申告書を提出した者（規則第七十五条第三項の規定により、青色申告書を提出する期間が保険期間の開始の日の属する年の前年までの五年間となる者を含む。）である場合であつて、見込農業収入金額が第一項の平均額に相当する金額を超え、過去二年間の単位面積当たりの実績農業収入金額がそれぞれ単位面積当たりの実績農業収入金額の平均額を超え、かつ、単位面積当たりの実績農業収入金額の平均増減率が一を超えるときにおける基準収入金額は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、保険資格者の申出により、保険資格者の当該五年間の実績農業収入金額の平均額に単位面積当たりの実績農業収入金額の平均増減率を三乗した率を乗じて得た金額とすることができる。ただし、当該金額が見込農業収入金額を超えるときは、見込農業収入金額とする。

6 前項の単位面積当たりの実績農業収入金額の平均増減率は、保険期間の開始の日の属する年の前年までの四年間について、各年の単位面積当たりの実績農業収入金額をその前年の単位面積当たりの実績農業収入金額で除して得た率を平均して得た率とする。

第二 実績農業収入金額

1 7 (略)

8 風水害、干害、冷害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害により保険資格者の対象農産物等が被害を受けた年の実績農業収入金額が当該年の基準収入金額（当該年の基準収入金額を平均して得た率を平均して得た率とする。）

きは、その行つた期間）における経営面積（農業経営を承継し、又は譲り受けた場合は、当該承継又は譲渡に係る経営面積を含む。）の平均

4 前項の単位面積当たりの実績農業収入金額の平均額は、規則第八十三条第一項の期間における各年の単位面積当たりの実績農業収入金額を平均して得た金額とする。

5 保険資格者が申込日の属する年までの五年間において青色申告書（規則第八十七条第三項第二号に規定する青色申告書をいう。以下同じ。）を提出した者（規則第七十五条第三項の規定により、青色申告書を提出する期間が申込日の属する年までの五年間となる者を含む。）である場合であつて、見込農業収入金額が第一項の平均額に相当する金額を超え、かつ、単位面積当たりの実績農業収入金額の平均増減率が一を超えるときにおける基準収入金額は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、保険資格者の申出により、保険資格者の当該五年間の実績農業収入金額の平均額に単位面積当たりの実績農業収入金額の平均増減率を三乗した率を乗じて得た金額とすることができる。ただし、当該金額が見込農業収入金額を超えるときは、見込農業収入金額とする。

6 前項の単位面積当たりの実績農業収入金額の平均増減率は、申込日の属する年までの四年間について、各年の単位面積当たりの実績農業収入金額をその前年の単位面積当たりの実績農業収入金額で除して得た率を平均して得た率とする。

第二 実績農業収入金額

1 7 (略)

(新設)

入金額を算定していない者にあつては、規則第百八十三条第一項の期間における当該年の前年までの単位面積当たりの実績農業収入金額の平均額（青色申告書を提出した期間が当該年の前年のみであるときは、当該前年における単位面積当たりの実績農業収入金額）に当該年の経営面積を乗じて得た金額。以下この項において同じ。）に百分の八十を乗じて得た金額を下回った場合における当該年の実績農業収入金額は、保険資格者の申出により、当該年の基準収入金額に百分の八十を乗じて得た金額とすることができる。この場合において、実績農業収入金額の調整を行う年が二年以上あるときは、これらの年のうち最も古い年のものから順次に実績農業収入金額を調整するものとする。

9| 前項の申出は、市町村長の証明書又はこれに代わるべき書類（当該書類に記載すべき事項を記録した法第五十三条第四項に規定する電磁的記録を含む。）により、当該被害があつた事実を明らかにしてしなければならない。

（新設）

第二 平成三十年農林水産省告示第千二百八十七号（農業保険法第百八十条第三項等の規定に基づく農業経

営収入保険に係る保険料標準率等を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分を加える。

改正後			改正前		
1 農業保険法（以下「法」という。）第百八十条第二項の保険料標準率は、次の表の上欄に掲げる保険限度額区分等（農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第二百四十六条第一項に規定する保険限度額区分等をいう。以下同じ。）に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。			1 農業保険法（以下「法」という。）第百八十条第二項の保険料標準率は、次の表の上欄に掲げる保険限度額区分等（農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第二百四十六条第一項に規定する保険限度額区分等をいう。以下同じ。）に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。		
保険限度額区分等	規則第百七十五条第九項の規定により保険期間中の農業収入金額として申し出た金額の基準収入金額に対する割合	保険料標準率	保険限度額区分等	規則第百七十五条第九項の規定により保険期間中の農業収入金額として申し出た金額の基準収入金額に対する割合	保険料標準率
法第百七十九条第一項の保険限度額 の同条第二項の基準収入金額に対する割合	法第百七十九条第九項の規定により保険期間中の農業収入金額として申し出た金額の基準収入金額に対する割合		法第百七十九条第一項の保険限度額 の同条第二項の基準収入金額に対する割合	法第百七十九条第九項の規定により保険期間中の農業収入金額として申し出た金額の基準収入金額に対する割合	
百分の九十	百分の五十	四・三七〇パーセント	(新設)	(新設)	(新設)
	百分の六十	四・一七三パーセント		(新設)	(新設)
	百分の七十	三・九四四パーセント		(新設)	(新設)
百分の八十八	百分の七十	三・四六三パーセント	(新設)	(新設)	(新設)
	百分の五十	三・八六五パーセント		(新設)	(新設)
	百分の六十	三・六六一パーセント		(新設)	(新設)
	百分の七十	三・四二六パーセント		(新設)	(新設)
百分の八十五	百分の七十	二・九三一パーセント	(新設)	(新設)	(新設)
	百分の五十	三・二一一パーセント		(新設)	(新設)
	百分の六十	二・九九七パーセント		(新設)	(新設)
	百分の七十	二・七五一パーセント		(新設)	(新設)
百分の八十三	百分の七十	二・二三五パーセント	(新設)	(新設)	(新設)
	百分の五十	二・八三七パーセント		(新設)	(新設)
	百分の六十	二・六一五パーセント		(新設)	(新設)
	百分の七十	二・三六三パーセント		(新設)	(新設)
(略)	百分の七十	一・八三〇パーセント	(略)	(略)	(新設)
百分の六十五	百分の七十	〇・九七六パーセント	(新設)	(新設)	(新設)

百分の六十 百分の五十五 (略)	百分の六十 (略)	○・六七八パーセント ○・三四〇パーセント (略) ○・五五一パーセント ○・一九二パーセント (略)
百分の九十	規則第七十五條第九項の規定により保險期間中の農業収入金額として申し出た金額の基準収入金額に対する割合	通常標準被害率
百分の八十八	百分の五十 百分の六十 百分の七十	四・六九一パーセント 四・四九一パーセント 四・二四四パーセント 三・七一二パーセント 四・一五五パーセント 三・九四九パーセント 三・六九六パーセント 三・一五〇パーセント 三・四五八パーセント 三・二四二パーセント 二・九七八パーセント 二・四〇九パーセント 三・〇五五パーセント 二・八三二パーセント
百分の八十五	百分の五十 百分の六十 百分の七十	二・八三二パーセント 三・〇五五パーセント 二・四〇九パーセント 二・九七八パーセント 三・二四二パーセント 三・四五八パーセント 三・一五〇パーセント 三・六九六パーセント 三・九四九パーセント 四・一五五パーセント 三・七一二パーセント 四・二四四パーセント 四・四九一パーセント 四・六九一パーセント
百分の八十三	百分の五十	二・八三二パーセント

[illegible]

(略)	百分の六十			百分の六十	二・五六パーセント
	(略)			百分の七十	一・九七五パーセント
	(略)			(略)	(略)
百分の六十五	百分の六十			百分の五十	一・〇三二パーセント
	百分の六十			百分の五十	〇・七二四パーセント
	百分の六十			百分の六十	〇・三六二パーセント
百分の六十	(略)			(略)	(略)
百分の五十五	百分の五十			百分の五十	〇・五八七パーセント
(略)	(略)			百分の五十	〇・二〇一パーセント
(略)	(略)			(略)	(略)

3 規則第二百四十七条第二項の再保険料基礎率は、次の表の上欄に掲げる保険限度額区分等に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。

百分の九十	法第百七十九条 第一項の保険限 度額の同条第二 項の基準収入金 額に対する割合			規則第百七十五条 第九項の規定によ り保険期間中の農 業収入金額として 申し出た金額の基 準収入金額に対す る割合	再保険料基礎率
	百分の五十			百分の五十	
	百分の六十			百分の六十	
百分の八十八	百分の七十			百分の七十	〇・一九〇パーセント
	百分の七十			百分の七十	〇・一九一パーセント
	百分の七十			百分の七十	〇・一八一パーセント
百分の八十八	百分の七十			百分の七十	〇・一四八パーセント
	百分の七十			百分の七十	〇・一七三パーセント
	百分の七十			百分の七十	〇・一七四パーセント
百分の八十八	百分の六十			百分の六十	〇・一六四パーセント
	百分の六十			百分の六十	〇・一三二パーセント
	百分の六十			百分の六十	〇・一三二パーセント

(略)	(新設)			(新設)	(新設)
	(略)			(新設)	(新設)
	(略)			(略)	(略)
(新設)	百分の六十			(新設)	(新設)
	(新設)			(新設)	(新設)
	(新設)			(新設)	(新設)
(新設)	(略)			(略)	(略)
(新設)	(新設)			(新設)	(新設)
(略)	(略)			(略)	(略)

3 規則第二百四十七条第二項の再保険料基礎率は、次の表の上欄に掲げる保険限度額区分等に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。

(新設)	法第百七十九条 第一項の保険限 度額の同条第二 項の基準収入金 額に対する割合			規則第百七十五条 第九項の規定によ り保険期間中の農 業収入金額として 申し出た金額の基 準収入金額に対す る割合	再保険料基礎率
	(新設)			(新設)	
	(新設)			(新設)	
(新設)	(新設)			(新設)	(新設)
	(新設)			(新設)	(新設)
	(新設)			(新設)	(新設)
(新設)	(新設)			(新設)	(新設)
	(新設)			(新設)	(新設)
	(新設)			(新設)	(新設)
(新設)	(新設)			(新設)	(新設)
	(新設)			(新設)	(新設)
	(新設)			(新設)	(新設)

百分の八十五				○・一四七パーセント
	百分の五十			○・一五〇パーセント
	百分の六十			○・一三九パーセント
百分の八十三	百分の七十			○・一〇六パーセント
				○・一二九パーセント
	百分の五十			○・一三二パーセント
(略)	百分の六十			○・一二二パーセント
	百分の七十			○・〇八八パーセント
	(略)			(略)
百分の六十五				○・〇二六パーセント
	百分の五十			○・〇二三パーセント
	百分の六十			○・〇一一パーセント
百分の六十	(略)			(略)
				○・〇一八パーセント
	百分の五十			○・〇〇四パーセント
(略)	(略)			(略)

(新設)	(新設)			(新設)
	(新設)			(新設)
	(新設)			(新設)
(新設)	(新設)			(新設)
	(新設)			(新設)
	(新設)			(新設)
(略)	(略)			(略)
	(新設)			(新設)
	(新設)			(新設)
百分の六十	(略)			(略)
	(新設)			(新設)
	(新設)			(新設)
(新設)	(新設)			(新設)
	(新設)			(新設)
	(新設)			(新設)
(略)	(略)			(略)
	(新設)			(新設)
	(新設)			(新設)

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の規定は、令和六年一月一日以後に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。